

鋼船規則 C 編及び関連検査要領における改正点の解説 (点検設備の点検及び整備に係る統一解釈)

1. はじめに

2025 年 6 月 20 日付一部改正により改正されている鋼船規則 C 編、鋼船規則検査要領 B 編、C 編及び CS 編中、点検設備の点検及び整備に係る統一解釈に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は 2025 年 6 月 20 日から適用されている。

2. 改正の背景

SOLAS 条約 II-1 章第 3-6 規則で要求されているばら積貨物船及び油タンカーの点検設備とその技術規定に対し、IMO では点検設備の配置や「点検設備に関する手引書」(以降、「手引書」)に関する詳細要件を統一解釈として取り纏めた IMO サーキュラー MSC.1/Circ.1572/Rev.1 を策定しており、本会は同統一解釈を既に本会規則に取り入れている。

一方で、定期検査時に固定点検設備が崩落した事故を受け、点検設備に関する実態調査が行われた結果、固定点検設備に著しい損傷、腐食及び変形が生じていた事例が確認された。

上記調査結果から、点検設備の点検頻度及び記録に関する MSC.1/Circ.1572/Rev.1 の改正案が 2024 年 1 月に行われた第 10 回船舶設計・建造小委員会 (SDC10) に提出され、当該改正案は合意され、2024 年 5 月に開催された IMO 第 108 回海上安全委員会 (MSC108) にて MSC.1/Circ.1572/Rev.2 として承認された。

このため、MSC.1/Circ.1572/Rev.2 に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正点は以下のとおりである。

(1) 手引書に記載すべき指示に関する改正

MSC.1/Circ.1572/Rev.2 の SOLAS 条約第 II-1 章 3-6 規則 2.3 に対する統一解釈に基づき、点検設備の点検及び保守に関して、手引書に記載すべき指示として次の(a)から(d)に示す内容を含めなければならない旨を鋼船規則 C 編 1 編 14 章 14.16.3.6-3.及び鋼船規則検査要領 CS 編 CS26.2.6-2.に加えた。

- (a) 船員及び当該船舶の管理会社の責任ある人間による点検設備の点検
 - i) 点検を少なくとも毎年行い、手引書に記録すること
 - ii) 固定点検設備が設置されている区画の検査の際には、先立って設備を点検すること
- (b) 点検設備使用中の点検
 - i) 点検設備使用前及び使用中にも設備の老朽化及び損傷を確認すること
 - ii) 損傷及び老朽化が発見された場合、塗装の状態も含めて評価すること
 - iii) 要すれば修理完了まで使用禁止とし、手引書に記録すること
- (c) 定期的検査中の点検設備の検査
 - i) 定期的検査は点検設備が有効であることの確認も含むこと
- (d) 点検記録
 - i) 点検記録は当該船舶の船舶安全管理システムに基づき作成すること
 - ii) 点検記録は少なくとも点検日、点検者の氏名及び職種、確認の署名、点検された点検設備の部分、引き続き使用が可能な状態にあるかの検証又は発見された老朽化又は致命的な損傷の詳細及び実施された修理を含めること
 - iii) 記録は、点検設備の使用者が何時でも使用できるようにすること

(2) 手引書作成例

MSC.1/Circ.1572/Rev.2 の SOLAS 条約第 II-1 章 3-6 規則 2.3 に対する統一解釈に基づき、鋼船規則

検査要領 C 編付録 C3「点検設備に関する手引書作成例」5.2 の点検設備の点検及び整備に関する指示を上記(1)と同様になるよう改めた。

(3) 毎年点検することが適当でない点検設備

タンカーの貨物タンク等毎年点検することが適当でないと判断される区画に設置される点検設備について、入渠毎等適当な間隔で点検できる旨規定した。

(4) 現存船への適用

点検設備に関する手引書の要件は現存船に対しても適用となることから、上記(1)の要件は 2025 年 1 月 1 日以降最初の点検に適用される旨鋼船規則 B 編検査要領 B1.1.3-3.(27)に規定した。